

鹿児島労働基準監督署発表
令和 7 年 3 月 24 日

令和 7 年 3 月 24 日

【照会先】

鹿児島労働基準監督署

○副 署 長 田原 宗治

第一方面主任監督官 清水 孝則

(電 話) 099 (803) 9641

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～労災かくしの疑い～

鹿児島労働基準監督署（署長 池濱 輝生）は、本日、葉月工業株式会社及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和 4 年 8 月 26 日、鹿児島市内の工事現場内で発生した休業 4 日未満の労働災害に関し、令和 4 年 10 月末日までに、鹿児島労働基準監督署長に対して労働者死傷病報告書を提出しなかった疑い。

1 被疑者

(1) 葉月工業株式会社

所在地：鹿児島県鹿児島市本名町

事業内容：土木建築請負業

(2) 代表取締役 A

2 違反条文

被疑者葉月工業株式会社及び被疑者 A とともに、労働安全衛生法違反
同法第 100 条第 1 項（報告等）

労働安全衛生規則第 97 条第 2 項（労働者死傷病報告）

同法第 120 条第 5 号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

3 被疑内容

労働安全衛生法では、労働者が労働災害等により負傷し、又は休業した場合において、休業の日数が 4 日に満たないときは、1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの期間における当

該事実について、労働者死傷病報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされていますが、被疑者 A は、被疑会社が請け負った鹿児島市内の工事現場内において、令和 4 年 8 月 26 日に、労働者 B が 4 日未満の休業を要する負傷をした労働災害が発生したのに、令和 4 年 10 月末日までに、鹿児島労働基準監督署長に対し労働者死傷病報告書を提出しなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

労働安全衛生法では、事業者に対し、労働者が労働災害により療養のため 4 日以上休業した場合には、遅滞なく労働者死傷病報告書（様式 23 号）を、所轄の労働基準監督署長に提出することを義務づけています。

労働基準監督署においては、提出された労働者死傷病報告書をもとに労働災害の発生状況を把握し、労働災害の原因分析や同種災害の再発防止対策を検討するなど、労働基準行政の推進に役立てています。

労働者死傷病報告書を故意に提出せず、または虚偽の内容を記載して提出する「労災かくし」については、管内事業者の遵法水準に著しく影響を及ぼすほか、被災者に対する適正な補償がなされず、被災者が生活に困窮することも少なくありません。

また、労働災害の原因を究明し、同種災害を未然に防ぐという労働基準行政の根幹を揺るがすことにもなりかねないため、労働基準監督署では「労災かくし」の根絶に向けて、書類送検するなど厳しい姿勢で臨んでいます。

【参照条文】

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（報告等）

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

（第 2 項 ～ 第 3 項 略）

（罰則）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

（第一号 ～ 第四号 略）

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

（両罰規定）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従

業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）
（労働者死傷病報告）

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。